

厚生労働省和歌山労働局発表
令和 4 年 8 月 30 日(火)

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部健康安全課
	健康安全課長 雑賀 秀元
	健康安全課長補佐 宮脇 秀人
	電 話 073 (488) 1151 F A X 073 (475) 0113

令和 4 年度 第 73 回 全国労働衛生週間の実施 及び 職場の健康診断強化月間 について

1 令和 4 年度「全国労働衛生週間」について

厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱する全国労働衛生週間（10 月 1 日～10 月 7 日、準備期間 9 月 1 日～ 9 月 30 日）は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保を図ることを目的として昭和 25 年から毎年実施しており、本年度で 73 回目を迎えます。

令和 4 年度のスローガンは、

「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

となっています。

令和 3 年における和歌山県内で発生した業務上疾病による被災者は総数 197 人であり、そのうち、新型コロナウイルス感染症によるものが 118 人（約 60%）、災害性の腰痛が 41 人（約 21%）などとなっています。（別添資料 3）また、少数ですが、化学物質による疾病、じん肺、熱中症も発生しています。

和歌山労働局（局長 ^{こじまけいじ} 小島敬二）でも、和歌山県内の関係団体や事業者などに対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、職場の腰痛の予防対策、化学物質・石綿等に起因する職業性疾病の防止のほか、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策、高年齢労働者対策、治療と仕事の両立支援等の取組を広く呼び掛けていきます。

2 「職場の健康診断実施強化月間」

厚生労働省では、平成 25 年度から全国労働衛生週間準備期間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付けています。和歌山労働局においても労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施について、改めて徹底するため、集中的・

重点的な指導を行うこととしています。

3 具体的実施事項

全国労働衛生週間及びその準備期間、並びに職場の健康診断実施強化月間中に、和歌山労働局及び各労働基準監督署が次の事項を実施します。

- 10月6日に開催される予定の和歌山県安全衛生大会において、必要な対策への対応を呼びかける。
- 各労働基準監督署管内で開催される予定の「衛生管理のつどい」等の場で、必要な対策への対応を呼びかける。
- 各労働基準監督署が行う個別事業場に対する労働災害防止指導の際に、労働衛生対策並びに健康診断の実施及び事後措置等を重点的に指導する。

【別添資料1】第73回 全国労働衛生週間 リーフレット

【別添資料2】令和4年度 全国労働衛生週間実施要綱

【別添資料3】和歌山県における業務上疾病の発生状況（令和3年）

【別添資料4】9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

【別添資料5】一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況

【別添資料6】～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～

産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

【別添資料7】産業保健総合支援センターのご案内

【別添資料8】職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため

～取組の5つのポイント～を確認しましょう

【別添資料9】職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための
チェックリスト

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に際したリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和 4 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 73 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和 3 年度には 801 件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和 3 年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業 4 日以上労働災害は、令和 3 年には 19,000 人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の 5 つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生 100 年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業 4 日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の 8 割を占めている。また、オルトトルイジンや MOC A による膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和 4 年 2 月に労働安全衛生法施行令等、令和 4 年 5 月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和２年７月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

２ スローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

３ 期 間

10月１日から10月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月30日までを準備期間とする。

４ 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５ 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６ 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７ 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
- b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- c 救急措置の事前の確認と実施
- d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

(サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a)屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d)じん肺健康診断の着実な実施
 - (e)離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

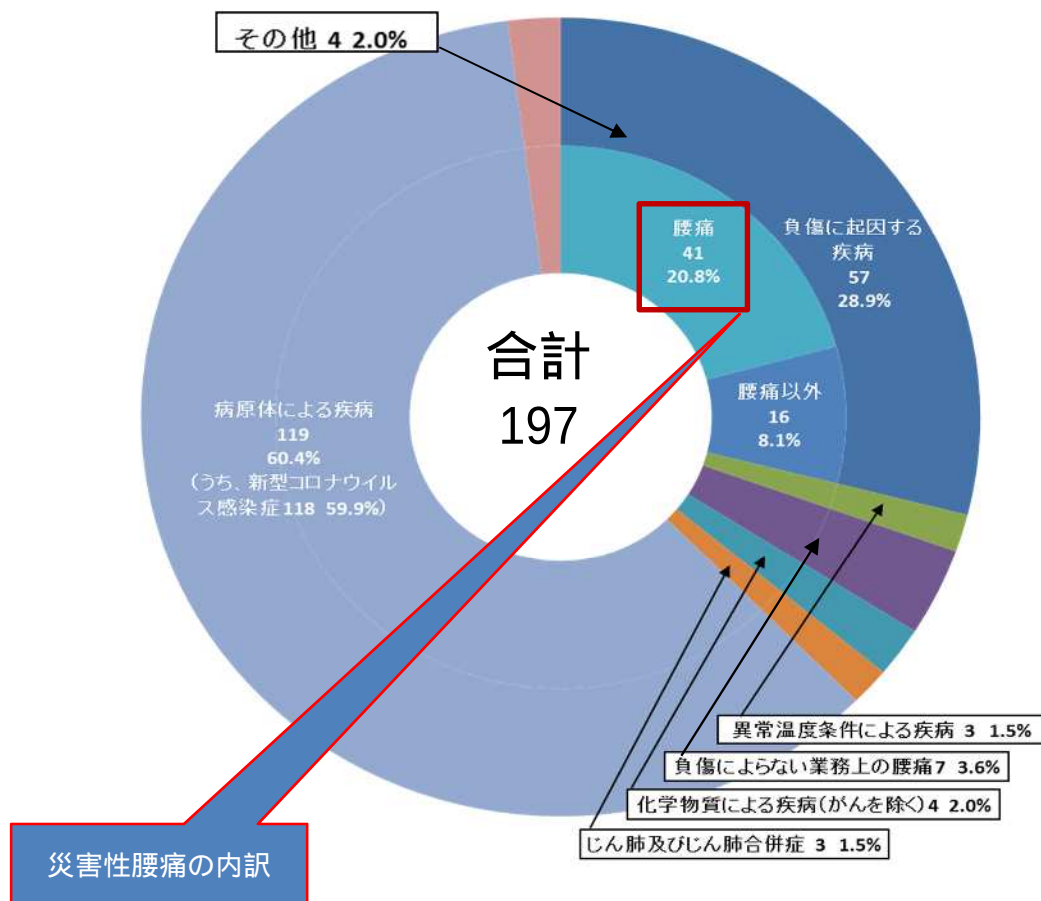
エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

和歌山県における業務上疾病発生状況 (令和 3 年)

和歌山県における業務上疾病については、グラフのとおり、新型コロナウイルス感染症を含む「病原体による疾病」が全体の約 6 割と多くを占めた。

また、「負傷に起因する疾病」も全体の約 3 割を占め、その中でも、「腰痛」が「負傷に起因する疾病」の約 4 分の 3 を占めた。(災害性腰痛)



業 種	被災者数
製 造 業	7
建 設 業	4
商 業	6
保 健 衛 生 業	20
そ の 他 の 業 種	4
合 計	41

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

- 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度強化月間の重点周知事項は、「**医療保険者¹との連携**」によるコラボヘルスの推進です。

■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつながられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください²

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
従業員は、**マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できる**ようになり、自らの健康管理に役立てることが出来ます。
事業者は、**医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ**、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につながられます。

- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している³「**モデル健康診断委託契約書**」や「**一般健康診断標準問診票**」をご活用ください。



資料はこちら

- 1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。
- 2：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。
- 3：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

<ご参考>

【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について（抜粋）

令和4年8月25日付け基安発0825第3号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (8) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
 - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
 - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
 - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事業場を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合は、可能な限り早期に実施できるように計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる「三つの密」を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（1）の周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コラボヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。
- (4) 1の(7)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者に義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。
- (5) 1の(8)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果

についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

- (6) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組の推進
 - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
 - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（2）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（10月10日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施
 - ア 「取組の5つのポイント」（3）を用いた取組状況の確認
 - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（4）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（5）等を活用した取組
 - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（6）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
 - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日改訂）に基づく職場での検査機会の確保等
 - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
 - ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (5) 職場におけるがん検診の推進
 - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（7）
 - イ 特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添5のリーフレットを活用し、周知
 - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしががん検診の実施
 - エ 別添6のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知
- (6) 更年期障害に関する理解の促進
 - ア 別添7のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知
 - イ eヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用
- (7) 眼科検診等の実施の推進
 - ア アイフレイルチェックリスト（8）や5つのチェックツール（9）を活用した目のセルフチェックの推進
 - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための40歳以上の従業員に対する眼科検診（10）の実施について、別添8のリーフレットを活用し周知を依頼



通知全文

（別添1～8のリーフレット及び 1～10
もこちらからご覧いただけます。）

一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況（平成29～令和3年）

和歌山労働局

健診実施状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般定期健康診断実施事業場数	705	762	833	803	776
受診労働者数	71,628	75,397	81,889	75,451	75,792
有所見者数	41,027	43,579	47,480	44,620	45,033
有所見率	57.3%	57.8%	58.0%	59.1%	59.4%

健診項目別の有所見率

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
聴力(1000Hz)	5.0%	5.2%	5.2%	5.3%	5.2%
聴力(4000Hz)	9.1%	9.2%	9.1%	9.0%	8.9%
聴力(その他)	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%
胸部X線検査	3.4%	3.7%	3.9%	3.4%	3.5%
喀痰検査	0.0%	1.3%	3.7%	0.7%	1.5%
血圧	18.5%	18.4%	18.5%	20.2%	21.2%
貧血検査	7.4%	7.6%	7.6%	7.1%	7.1%
肝機能検査	15.3%	15.0%	15.6%	17.0%	16.9%
血中脂質検査	33.7%	33.2%	32.7%	34.6%	34.7%
血糖検査	10.2%	10.4%	11.0%	11.4%	12.0%
尿検査(糖)	2.9%	2.7%	2.8%	2.8%	3.1%
尿検査(蛋白)	5.5%	5.8%	5.1%	4.7%	4.3%
心電図検査	9.3%	9.4%	9.6%	10.2%	10.5%

定期健康診断結果報告のデータによる

一般定期健康診断実施状況・健診項目別有所見率の状況（平成29～令和3年）

全 国

健診実施状況

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
一般定期健康診断実施事業場数	119,726	120,914	123,354	116,717	119,402
受診労働者数	13,597,456	13,617,710	13,757,988	12,480,197	12,918,763
有所見者数	7,353,945	7,559,845	7,792,968	7,301,931	7,580,352
有所見率	54.1%	55.5%	56.6%	58.5%	58.7%

健診項目別の有所見率

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
聴力(1000Hz)	3.6%	3.7%	3.7%	3.9%	3.9%
聴力(4000Hz)	7.3%	7.4%	7.4%	7.4%	7.3%
聴力(その他)	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%
胸部X線検査	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.5%
喀痰検査	1.9%	2.3%	2.5%	2.1%	2.1%
血圧	15.7%	16.1%	16.5%	17.9%	17.8%
貧血検査	7.8%	7.7%	7.7%	7.7%	8.0%
肝機能検査	15.2%	15.5%	15.8%	17.0%	16.6%
血中脂質検査	32.0%	31.8%	32.1%	33.3%	33.0%
血糖検査	11.4%	11.7%	11.8%	12.1%	12.5%
尿検査(糖)	2.8%	2.9%	3.0%	3.2%	3.4%
尿検査(蛋白)	4.4%	4.4%	4.3%	4.0%	3.8%
心電図検査	9.9%	9.9%	9.9%	10.3%	10.5%

定期健康診断結果報告のデータによる

1 全有所見率の推移

和歌山県における全有所見率（健康診断受診者のうち、健康診断項目のいずれか1つでも異常所見のあった者の割合）は、図1のとおり、令和3年は、前年に比べて0.3ポイント上昇し、59.4%でした。

年々増加傾向にあり、その増加率は前年に比べると減少していますが、依然として全国における有所見率を上回っています。

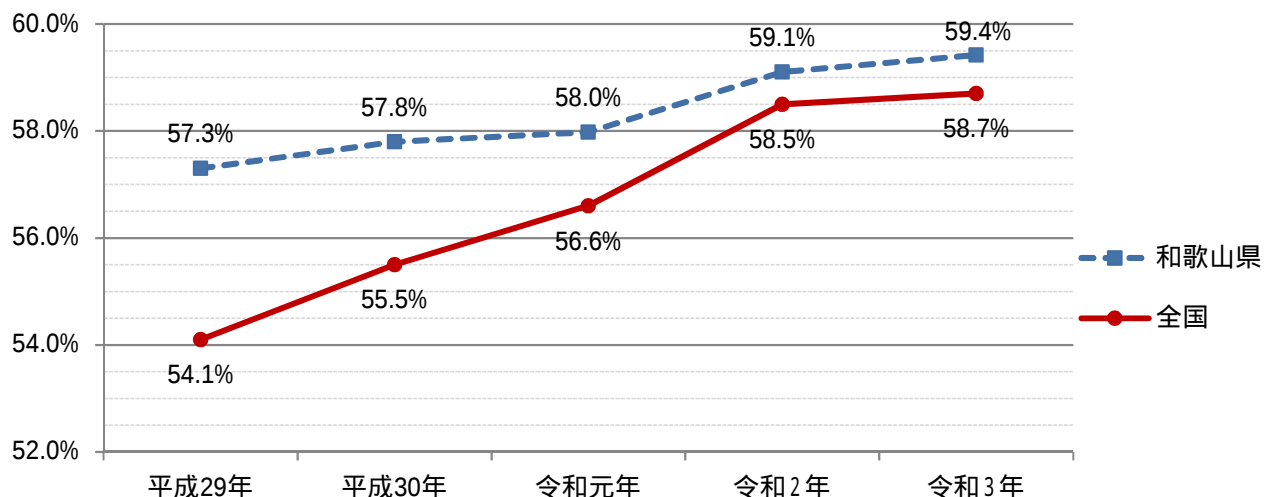


図1 全有所見率

2 血圧の有所見率の推移

和歌山県における血圧検査の有所見率は、図2のとおり、令和3年は、前年に比べて1.0ポイント増加し21.2%となりました。

全国では若干の減少傾向となっていますが、和歌山県は2年連続で増加となり、全国における有所見率を大きく上回っています。

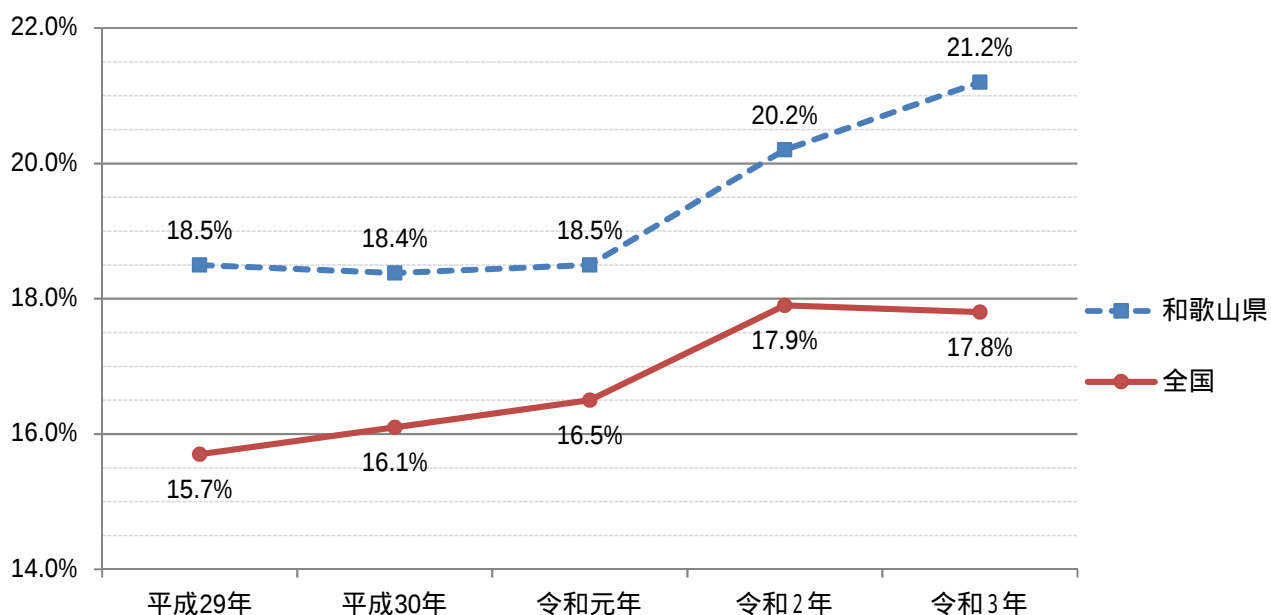


図2 血圧

3 血中脂質検査の有所見率の推移

和歌山県における血中脂質検査の有所見率は、図3のとおり、令和元年までの3年間は年々下降していましたが、令和2年は前年から大きく上昇、令和3年はさらに0.1ポイント増加し34.7%でした。

全国では若干の減少傾向となっていますが、和歌山県は2年連続で増加となり、全国における有所見率を大きく上回っています。

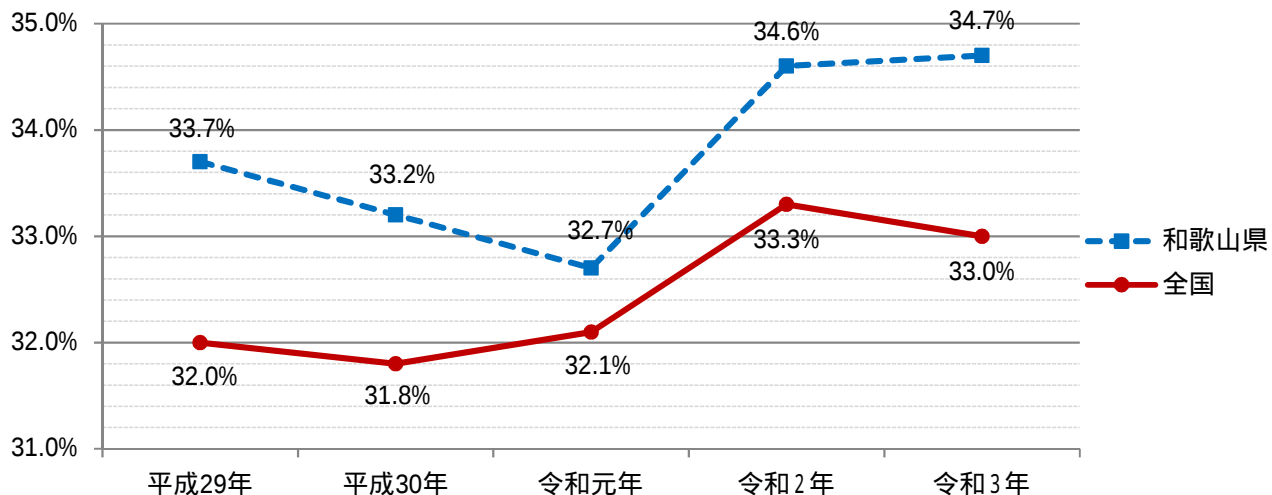


図3 血中脂質検査

4 血糖検査の有所見率の推移

和歌山県における血糖検査の有所見率は、図4のとおり、令和3年は、前年に比べて0.6ポイント上昇し、12.0%でした。

全国における有所見率を下回って推移していますが、その差は年々詰まってきています。

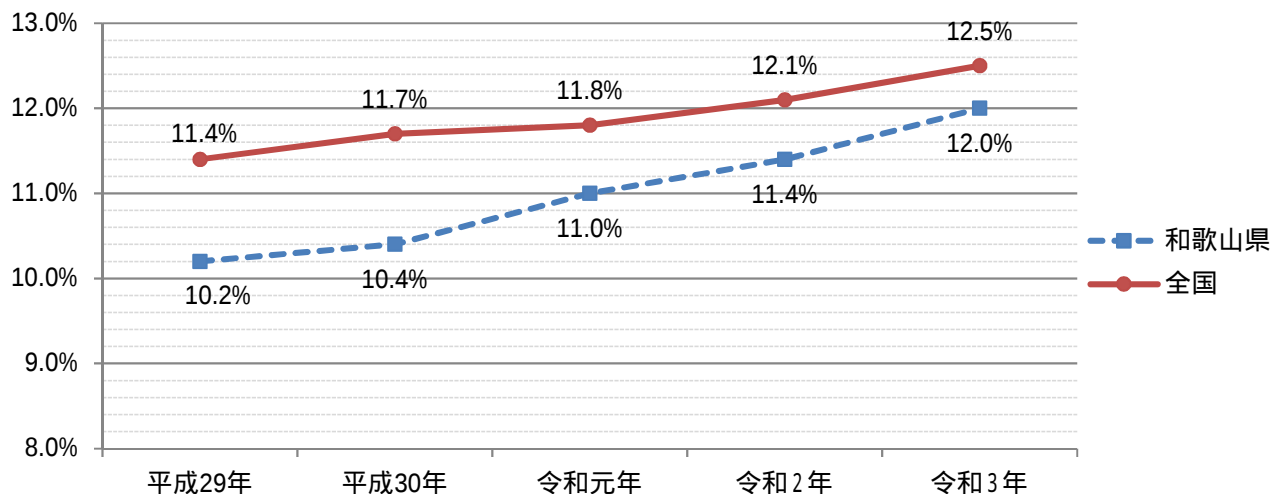


図4 血糖検査

5 心電図検査の有所見率の推移

和歌山県における心電図検査の有所見率は、図5のとおり、令和3年は、前年に比べて0.3ポイント上昇し、10.5%でした。

全国における有所見率を下回って推移していましたが、令和3年は全国と同率となりました。

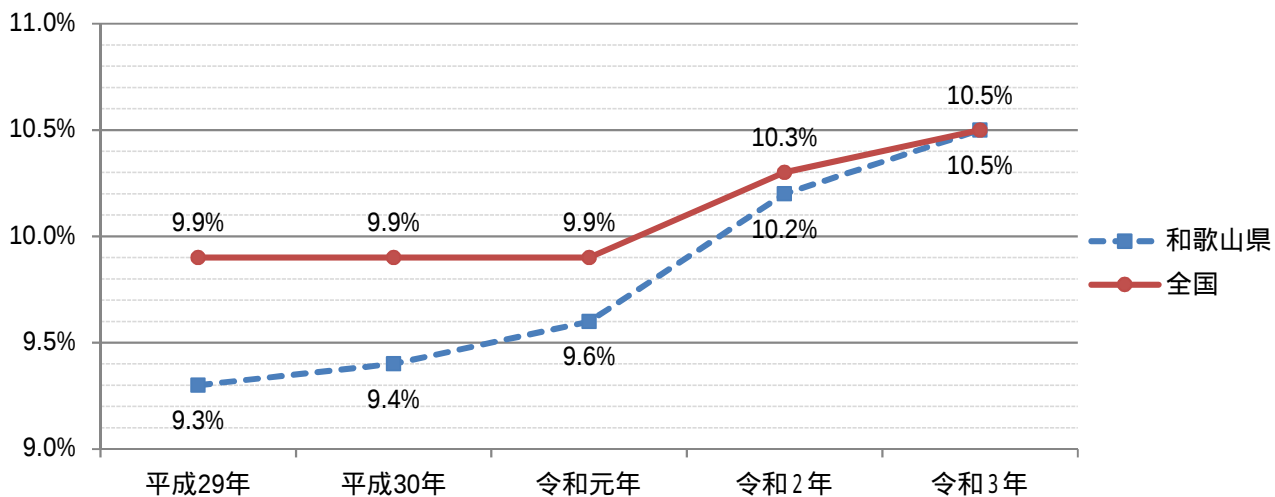


図5 心電図検査

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

地域産業保健センターをご活用ください

産業保健サービスを **無料** で受けられます

地域産業保健センターでは、**労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象**として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者には、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられています。



和歌山労働局
和歌山・御坊・橋本・田辺・新宮労働基準監督署

事業者の方へ

＊以下のサービスを無料で受けられます。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

④ 長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）

の実施は、労働安全衛生法により事業者には**義務**付けられています。

働く方へ

＊以下のサービスを無料で受けられます。

A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。

B メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康に不安を感じているときは、医師または保健師に相談することができます。

C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合や事業者の利用料の一部を負担いただくことがあります。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」

「メンタルヘルス不調に関する相談・指導」

「長時間労働者に対する面接指導」

和歌山県内の地域産業保健センター

・ 和歌山市・海南地域産業保健センター

〒640-8319

和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛4階

電話 073-431-1119

・ 日高・有田地域産業保健センター

〒644-0002

御坊市藺290 日高医師会館内

電話 0738-22-5344

・ 伊都・那賀地域産業保健センター

〒649-6405

紀の川市東大井350 那賀医師会館内

電話 0736-78-3875

・ 田辺地域産業保健センター

〒646-0033

田辺市新屋敷町1-8 田辺市医師会館内

電話 0739-25-8051

・ 紀南地域産業保健センター

〒647-0043

新宮市緑ヶ丘3-3-29 尾崎ビル4階

電話 0735-21-3313

※地域産業保健センターについて詳しくは、
和歌山労働局健康安全課（073-488-1151）にお問い合わせください。

企業の
明るい未来
のために

働く人の「**こころ**」と「**からだ**」の健康を、無料でサポート!

産業保健総合支援センター のご案内

産業保健総合支援センター

※各都道府県に1か所

メンタルヘルス 対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の 両立支援対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

研修、 相談対応

産業医等の産業保健スタッフや事業者等を対象として、メンタルヘルス対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとする産業保健をテーマに研修を行っています。また、窓口・電話・メールでご相談に応じ、解決方法を助言しています。

※労働者数50人未満の小規模事業場を支援する **地域窓口（地域産業保健センター）** や、 **産業保健関係助成金** もご利用いただけます。詳しくは裏面をご覧ください。

事業場の状況に応じた各支援の活用イメージ

さまざまな支援を上手に
活用して、産業保健活動
に取り組みましょう！



ステップ1

地域産業保健センターを活用して、労働者の健康管理を行いましょう



ステップ2

専門スタッフの訪問指導や助成金を活用して、自主的な取り組みを図りましょう



ステップ3

いろいろな研修に参加して、産業保健に関する理解をさらに深めましょう
★困ったことがあれば、相談窓口を活用しましょう



地域窓口（地域産業保健センター）

※全国350か所

労働者数50人未満の小規模事業場を支援します

医師による面接指導や健康診断実施後の意見聴取

事業場への訪問による健康相談



事業場からの求めに応じて、産業医・保健師が事業場へ訪問して、医師による面接指導^{※1}や、健康診断実施後の意見聴取^{※2}などの労働安全衛生法で定められた事項の実施のほか、医師または保健師による健康相談^{※3}などを行っています。

※1 長時間労働者やストレスチェックにより高ストレスと判断された労働者に対する医師による面接指導

※2 健康診断で異常所見があった労働者の就業上の措置に関する医師への意見聴取

※3 健康面の不安やメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する医師・保健師による助言・指導

産業保健関係助成金

メンタルヘルス対策や、小規模事業場における産業医の選任など、事業者の産業保健活動の取り組みに対して費用の助成を行っています。

〈対象〉

労働者数**50人未満**の事業場

〈対象〉

労働者数**50人以上**の事業場

心の健康づくり計画助成金（労働者数の制限なし）

職場環境改善計画助成金（労働者数の制限なし）

ストレスチェック助成金

小規模事業場産業医活動助成金



詳しくは、
助成金専用ダイヤル



ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

0570-783046 まで

「都道府県産業保健総合支援センター」へのご相談は、



サン ポ ヲ シ ロウ
0570-038046 まで

各産業保健総合支援センター
の所在地は

こちら



独立行政法人 労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

(H30.06)

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば ☒	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

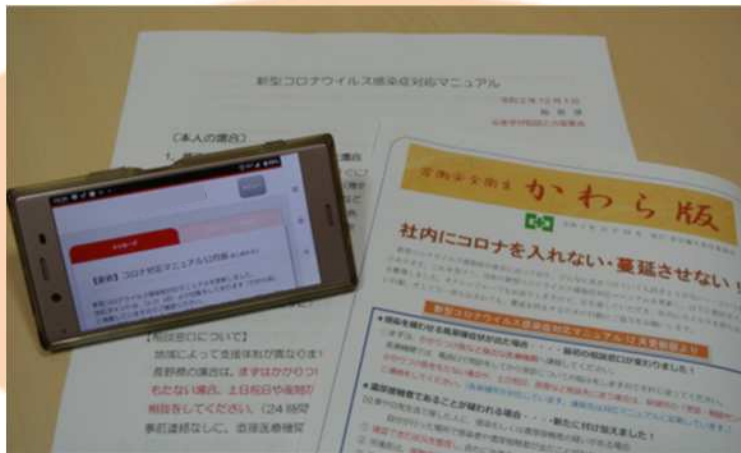
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

[手順]

感染リスクのある社員の
自宅待機
濃厚接触者の把握
消毒
関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5 以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

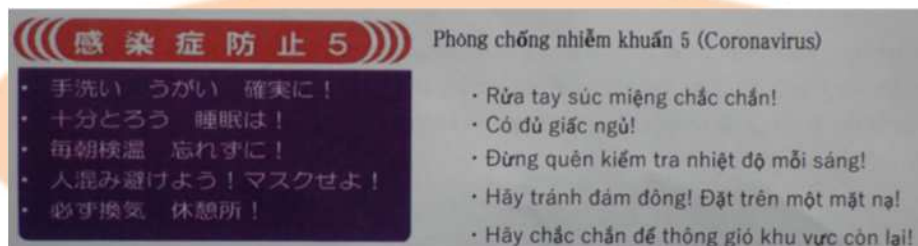
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・就労時、屋内に入るときや会話をすると共に、症状がなくマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

< 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その**結果について**全ての**労働者が確認できるように**してください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
	・その他（ ）	はい・いいえ

項	目	確認
(3)三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4)日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5)一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
	・季節に応じて、リーフレット『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項 目		確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等なるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。	はい・いいえ
	・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場合でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。	はい・いいえ

項		目	確認
		・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
		・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
		・その他()	はい・いいえ
	(7)休憩スペース等の利用について		
		・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
		・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
		・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
		・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
		・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
		・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
		・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
		・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
		・その他()	はい・いいえ
	(8)ゴミの廃棄について		
		・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
		・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
		・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等			
		・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
		・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
		・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
		・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
		・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応			
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化			
		・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項	目	確認
(2)陽性者等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.7.2版